

りに「医療費控除の明細書」を添付する必要があります。医療費等の領収書（医療費通知に係るものを除く）については、後日、税務署から提出又は提示を求める場合がありますので、5年間ご自宅等で保管してください。

●**配偶者控除及び配偶者特別控除の適用要件が改正されました**
配偶者控除の額が改正されるとともに、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととされました。また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限額が76万円未満から123万円以下に変更となり、その控除額も改正されました。

各事項について詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

●**大島税務署（☎0997-524321）※自動音声案内**

下水道への接続、忘れていませんか？

知名町では公共下水道・農業集落排水の整備時期当初に、供用区域内となるご家庭の敷地内に、公共マスを設置しています。既に公共マスが設置されている

ものの、ご

家庭の排水設備を公共マスに接続されている方（＝下



水道へ未接続の方）は、早期に下水道への接続をお願いします。下水道法第十条では、供用開始地区においては遅滞なく下水道へ接続するよう義務づけられています。なお、ご自宅が下水道に接続可能かどうかご不明な場合は、お問い合わせください。

接続の際には、工事費と加入金（10万円）が必要となり、接続後には下水道使用料金が発生しますが、接続後は汲み取りや浄化槽の維持管理に要する費用は不要です。

工事費用を含む負担については、町指定の排水設備工事店へお問い合わせください。また、公共マスが設置されていないご家庭は、公共マスの設置は町が行いますので、下水道担当課（知名処理区は建設課、田皆・下平川・住吉処理区は耕地課）へお問い合わせください。

●知名町の生活排水の処理はどのようなになっているの？

知名町の公共下水道及び農業集落排水は、知名・田皆・下平川・

住吉の4処理区から構成されており、下水道への接続が困難なご家庭（上記以外の地区や、上記4地区内であっても本管から離れている又は低地にある家など）では、合併処理浄化槽を設置することで生活排水の処理を推進しています。

下水道は、知名H12年、田皆H13年、下平川H19年、住吉H23年から、供用が開始されています。また、知名町では浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）を活用し、下水道の地区外区域を対象とした合併処理浄化槽の普及促進を推進しています。

●**下水道に接続されているご家庭のトイレ・台所・お風呂等から排出された汚水は、地中の管路を通り、終末処理場にて浄化された後で、海へと放流されています。**

●**合併処理浄化槽の場合は、トイレの汚水と台所やお風呂からの生活雑排水を各家庭の浄化槽で浄化した後に、処理された水を用水路等へ放流しています。**

●**単独浄化槽の場合は、トイレの汚水は浄化槽にて処理されますが、台所やお風呂の排水は処理することなく側溝等へ放流されるため、汚濁負**

荷が大きく、平成13年からは新設が禁止されています。

●**汲み取り槽の場合は、汲み取ったし尿は処理施設へ運搬されますが、下水道が整備された地区では、供用開始から3年以内に、下水道に接続する水洗便所に改造しなければなりません（下水道法第十一の三）。**

●**ご家庭から排出される生活雑排水を浄化せずに、そのまま用水路等に流してしまうと、汚水に含まれる成分が農業用水や海域の水質へ悪影響を及ぼしてしまいます。農業用水と水域の水質保全や、生活環境の向上のために、現在下水道への接続や合併処理浄化槽の設置等が未実施のご家庭は、早期のご対応をお願いします。**

●**工事の申込はどこでするの？**

各家庭から排出される汚水を下水管へ接続するためには、ご家庭に「排水設備」を設ける必要がありますが、宅内から公共マスまでの工事費（水洗トイレへの改造や排水管などの工事費）は個人負担となります。排水設備の施工や、下水道使用開始届等の申請については、町指定の排水設備工事店が行いますので、指定工事店へご相談ください。

《知名町排水設備指定工事店》
（新）新生土木、たいら住宅設備、森田工業（有）、（有）宮西土木、（有）南建設工業、豊島設備（有）新山建設、（有）坂元鉄工所（有）奄美水道土木、（有）親和建設、桑野水道、（有）前建、（有）元栄建設、（有）久保建設、（有）甲斐組、八光家電サービス、がす屋（登録順）

●**下水道加入金とは？**

公共下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽事業（町設置型）は、ご加入者が直接便益を受けますので、処理施設の整備に要した費用の一部をご加入者に負担いただいております。負担金額は、一律一戸当たり10万円を町に納めて頂きます。

●**下水道料金は**

何に使われているの？

ご家庭や事業所から排出される汚水を浄化するために、下水道施設は24時間365日休むことなく運転し続けますが、その維持管理には多額の経費が必要です。下水道料金はこの維持管理に要する経費の一部を、受益者を対象とした「下水道使用料金」として徴収させていただくものです。一カ月当たりの下水道使用料金は、水道の使用量を基に算出されます。

●**建設課（☎84-3161、耕地課84-3163）**